

箱根町中長期財政見通し

(令和5年度～15年度)

箱根町

目 次

1	はじめに	1
2	作成の目的	1
3	中長期財政見通しの基本的な考え方	2
4	中長期財政見通し（総括）	3
5	中長期財政見通し（歳入歳出別）	7
6	中長期財政見通し（主な科目の推計内容）	11
7	総 括	30
8	推計条件	31
9	用語集	35

1 はじめに

本町では、平成 28 年度から 30 年度まで財源確保策として固定資産税の超過課税（標準税率 1.40%を 1.58%に引き上げること。以下「超過課税」という。）を実施しましたが、その間、行財政運営を考える町民会議を設置するなど、様々な検討を重ねた結果、令和元年度以降も当分の間、超過課税を継続する一方で、5年毎の見直し規定を設けることとした町税条例の一部改正案を提案し、原案のとおり議決されました。

その後、人口減少高齢化、社会保障関連経費の増大、公共施設の老朽化に伴う維持更新費の増大など、地方自治体が直面している課題への対応に加え、令和元年度以降は、台風 19 号や新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）、さらには原油価格・物価高騰など想定外の事態が立て続けに発生し、その影響は現在も続いています。

このような中であっても、令和 4 年度からスタートした第 6 次総合計画後期基本計画（以下「総合計画」という。）において追加した 4 つの新たな課題を踏まえつつ、町の将来像である「やすらぎとおもてなしのあふれる町一箱根」の実現を目指して施策を展開していく必要があります、これまで以上に喫緊の政策課題に迅速かつ的確に対応していかなければなりません。

新型コロナ後も、観光を基幹産業としている本町が日本を代表する国際的な観光地であり続け、かつ「観光」と「暮らし」の両立を図りつつ、持続可能な町民満足度の高い町政を推進するためには、今後見込まれる財源不足額を可能な限り明らかにしたうえで、将来を見据えた計画的な行財政運営が必要不可欠です。本書は、その前提となる基礎資料として、また、5年毎の超過課税の見直しに係る検討資料として、推計期間を「中長期（令和 5 年度～令和 15 年度までの 11 年間）」として作成したものです。

2 作成の目的

本町の「中長期財政見通し」は、次の目的のために作成するものです。

- (1) 財政収支、基金残高及び起債残高がどのように推移していくかを推計し、今後見込まれる財源不足額を明らかにします。
- (2) 第 6 次総合計画後期基本計画実施計画、第 2 期公共施設再編・整備計画及びアクションプランにおける財政見通しにも活用し、中長期的な視点に立った計画的な行財政運営を進めるための基礎資料とします。

- (3) 歳入歳出差引額の状況を踏まえた新たな行財政改革や財源対策の検討資料とします。
- (4) 財政見通しの公表を通じて、町民の皆さまに行財政運営への理解を深めていただくための一助とします。

3 中長期財政見通しの基本的な考え方

- (1) 期間：令和5年度から令和15年度までの11年間
- (2) 対象会計：一般会計
- (3) 調査時点：令和4年7月
- (4) 推計の基本的な前提条件等

- ① 令和4年度当初予算を基準に、過去10年間の予算決算額の伸び率等を参考に推計を行っています。
- ② 地方税制度をはじめとした地方財政制度等は、現行制度を基本としています。
- ③ 人口をベースに推計するものは「総合計画基本構想における人口推計」を用いています。
- ④ 事業は、「第6次総合計画後期基本計画実施計画（計画期間：令和4～6年度）」で位置付けた事業を基本とし、これにかかる事業費及び財源との整合も図っています。
- ⑤ 公共施設の整備等は、現在策定中の「第2期公共施設再編・整備計画（計画期間：令和5～14年度）」で予定している事業費やスケジュールを基本としています。これらにかかる財源として国県補助金はもとより、起債が充てられる部分はすべて充当するなど、考えられる特定財源はすべて見込んでいます。
- ⑥ 「次期行財政改革アクションプラン（計画期間：令和5～9年度）」の推進による効果は、財政見通しに見込んでいません。
- ⑦ 固定資産税の税率は、1.58/100（超過税率）で推計しています。
- ⑧ ふるさと納税寄付金は、各年度7億円（うち純収入3.4億円）で推計していますが、令和5年度は、令和3年度決算において積立した分の3.7億円を加味しています。
- ⑨ 新型コロナや原油高・物価高騰の影響などは可能な限り反映し、推計しています。

※ 端数処理の関係で表やグラフに表示している区分毎の内訳金額を合計した額と合計欄に表示している額とが一致していない箇所があります。

4 中長期財政見通し（総括）

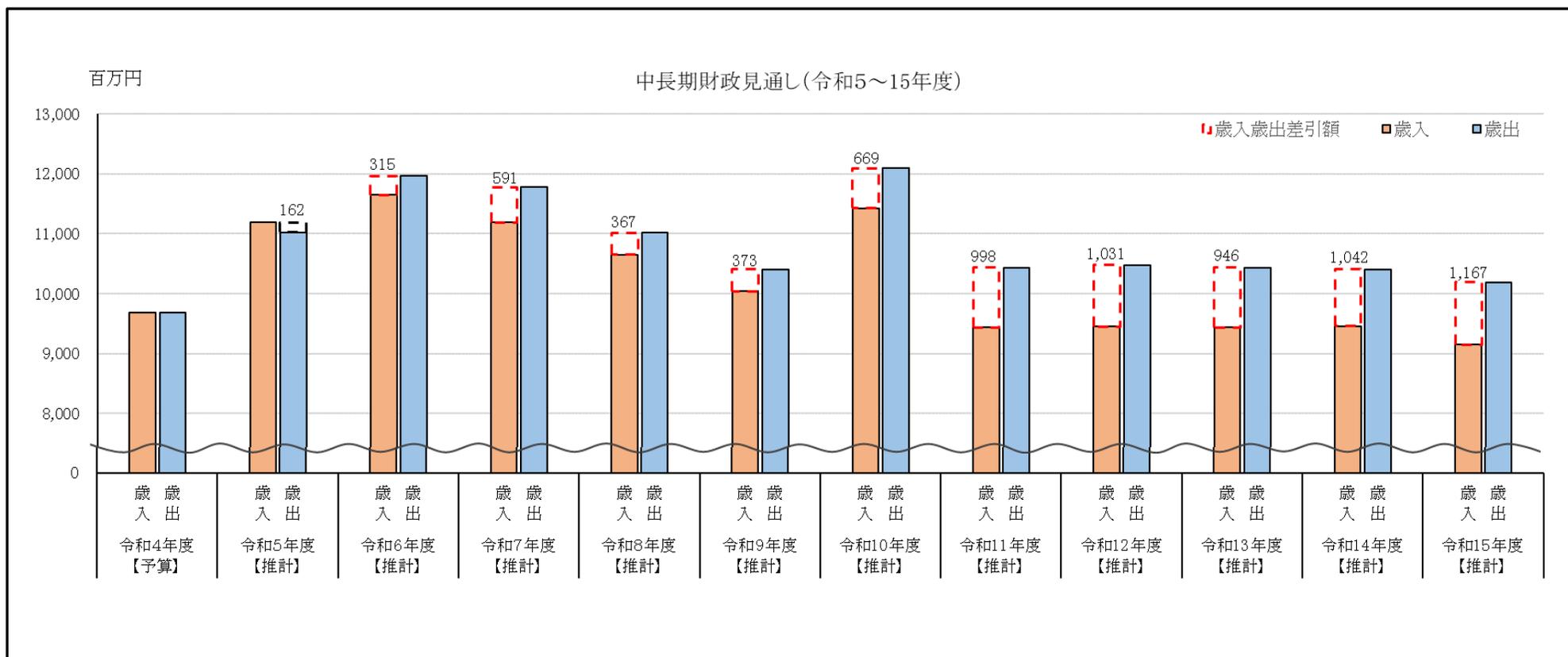
（単位：百万円、％）

区 分	年 度	令和4年度 (予算)		5年度 (推計)		6年度 (推計)		7年度 (推計)		8年度 (推計)		9年度 (推計)		10年度 (推計)		11年度 (推計)		12年度 (推計)		13年度 (推計)		14年度 (推計)		15年度 (推計)	
		伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率
経常的収入	①	8,323	—	8,619	3.6	8,234	▲4.5	8,295	0.7	8,237	▲0.7	8,184	▲0.6	8,197	0.2	8,195	▲0.0	8,127	▲0.8	8,133	0.1	8,090	▲0.5	8,038	▲1.2
うち 町 税	—	6,232	—	6,344	1.8	6,346	0.0	6,355	0.1	6,323	▲0.5	6,255	▲1.1	6,231	▲0.4	6,213	▲0.3	6,145	▲1.1	6,128	▲0.3	6,111	▲0.3	6,032	▲1.6
経常費	⑤ =②+③+④	6,287	—	6,464	2.8	6,438	▲0.4	6,452	0.2	6,217	▲3.6	6,242	0.4	6,461	3.5	6,664	3.1	6,616	▲0.7	6,525	▲1.4	6,628	1.6	6,676	2.3
物件費	②	2,276	—	2,379	4.5	2,383	0.1	2,484	4.3	2,251	▲9.4	2,286	1.6	2,371	3.7	2,465	4.0	2,396	▲2.8	2,412	0.7	2,422	0.4	2,476	2.6
公債費	③	886	—	940	6.1	864	▲8.1	808	▲6.5	790	▲2.2	802	1.5	880	9.7	1,027	16.7	1,042	1.5	960	▲7.9	1,025	6.8	987	2.8
人件費	④	3,125	—	3,145	0.6	3,191	1.5	3,160	▲1.0	3,175	0.5	3,154	▲0.7	3,211	1.8	3,172	▲1.2	3,178	0.2	3,152	▲0.8	3,181	0.9	3,213	1.9
差引事業費 一般財源 充当額	⑥=①-⑤	2,036	—	2,155	5.8	1,797	▲16.6	1,844	2.6	2,020	9.6	1,942	▲3.9	1,736	▲10.6	1,531	▲11.8	1,512	▲1.2	1,608	6.4	1,462	▲9.1	1,362	▲15.3
事業費 特定財源	⑧	1,360	—	2,566	88.7	3,417	33.1	2,894	▲15.3	2,416	▲16.5	1,853	▲23.3	3,230	74.3	1,240	▲61.6	1,322	6.6	1,329	0.6	1,062	▲20.1	1,110	▲16.5
うち 起 債	—	208	—	1,084	421.2	1,627	50.2	1,316	▲19.2	1,156	▲12.1	807	▲30.2	1,875	132.3	352	▲81.2	466	32.3	447	▲4.1	251	▲43.9	271	▲39.3
事業費	⑦	3,396	—	4,559	34.3	5,529	21.3	5,329	▲3.6	4,803	▲9.9	4,168	▲13.2	5,635	35.2	3,770	▲33.1	3,864	2.5	3,883	0.5	3,566	▲8.2	3,639	▲6.3
うち 繰出金	—	747	—	746	▲0.1	755	1.2	743	▲1.7	756	1.8	748	▲1.2	723	▲3.3	790	9.3	788	▲0.2	808	2.4	804	▲0.4	812	0.5

- ・中長期財政見通しは、令和4年度当初予算をベースとし、事業費については、総合計画実施計画で位置付けた事業と連動させる形で算出しました。
- ・「中長期の不足額⑩」は、超過課税の見直し期間と整合を図るために、中期を令和6～10年度、長期を令和11～15年度の各5年間としていますが、中期は、5年総額23億1,500万円（年平均4億6,300万円）の不足、長期は、5年総額51億8,400万円（年平均10億3,700万円）の不足となっており、長期の不足が、約2倍に拡大する見通しとなっています。

(単位:百万円、%)

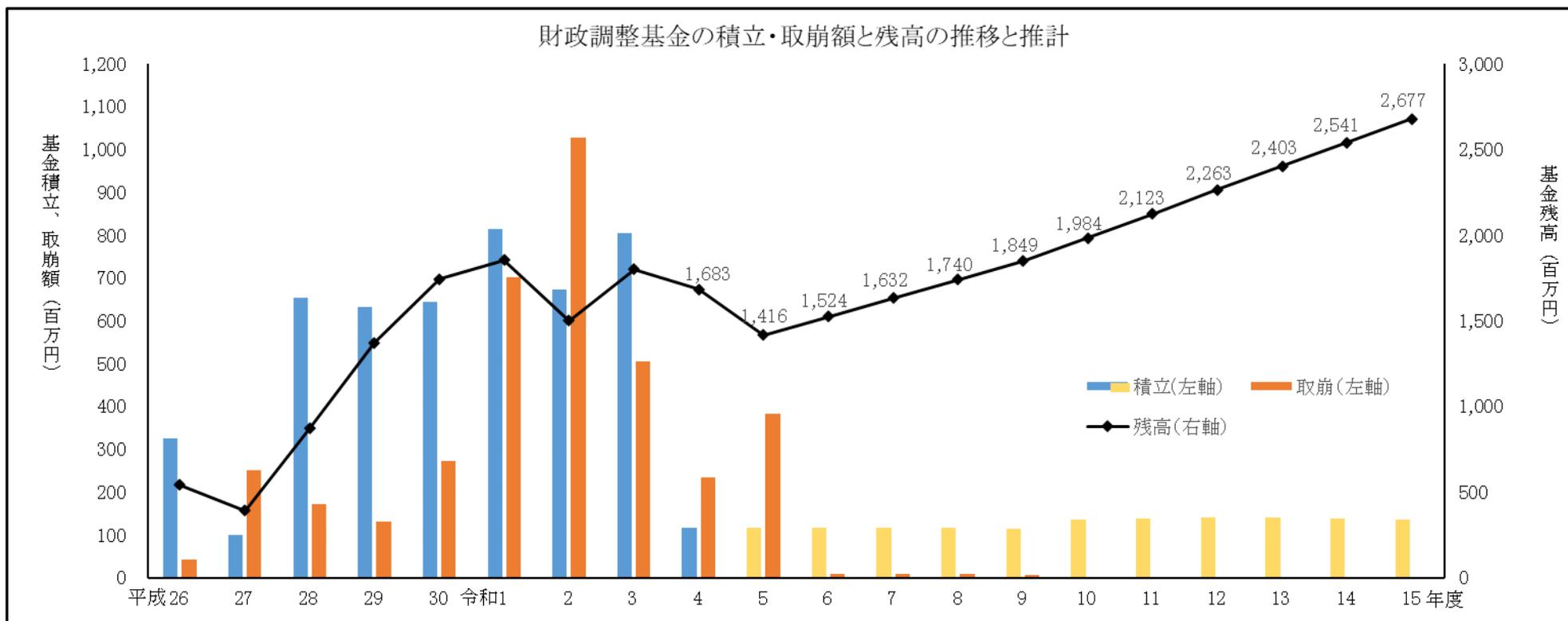
歳入総額	⑨=①+⑧	9,683	-	11,186	15.5	11,651	4.2	11,189	▲4.0	10,652	▲4.8	10,037	▲5.8	11,427	13.8	9,435	▲17.4	9,449	0.1	9,462	0.1	9,152	▲3.3	9,148	▲3.3
歳出総額	⑩=⑤+⑦	9,683	-	11,023	13.8	11,967	8.6	11,781	▲1.6	11,019	▲6.5	10,410	▲5.5	12,097	16.2	10,434	▲13.7	10,479	0.4	10,408	▲0.7	10,194	▲2.0	10,315	▲0.9
歳入歳出 差引額	⑪=⑨-⑩	0	-	162	皆増	▲315	▲294.4	▲591	87.5	▲367	▲37.9	▲373	1.6	▲669	79.5	▲998	49.1	▲1,031	3.3	▲946	▲8.2	▲1,042	10.2	▲1,167	23.4
中長期の 不足額	⑫	中期 ▲23億1,500万円 (年平均 ▲4億6,300万円)										長期 ▲51億8,400万円 (年平均 ▲10億3,700万円)													



【財政調整基金】

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
基金取崩し(繰入金)	234	—	383	63.4	8	▲98.0	8	0.0	8	0.0	6	▲29.5	0	▲100.0	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
基金積立金	116	—	116	▲0.4	116	0.0	116	0.0	116	0.0	115	▲0.9	135	17.2	139	3.1	141	1.2	139	▲0.9	138	▲1.0	137	▲1.9
年度末基金残高	1,683	—	1,416	▲15.8	1,524	7.6	1,632	7.1	1,740	6.6	1,849	6.3	1,984	7.3	2,123	7.0	2,263	6.6	2,403	6.2	2,541	5.7	2,677	11.4

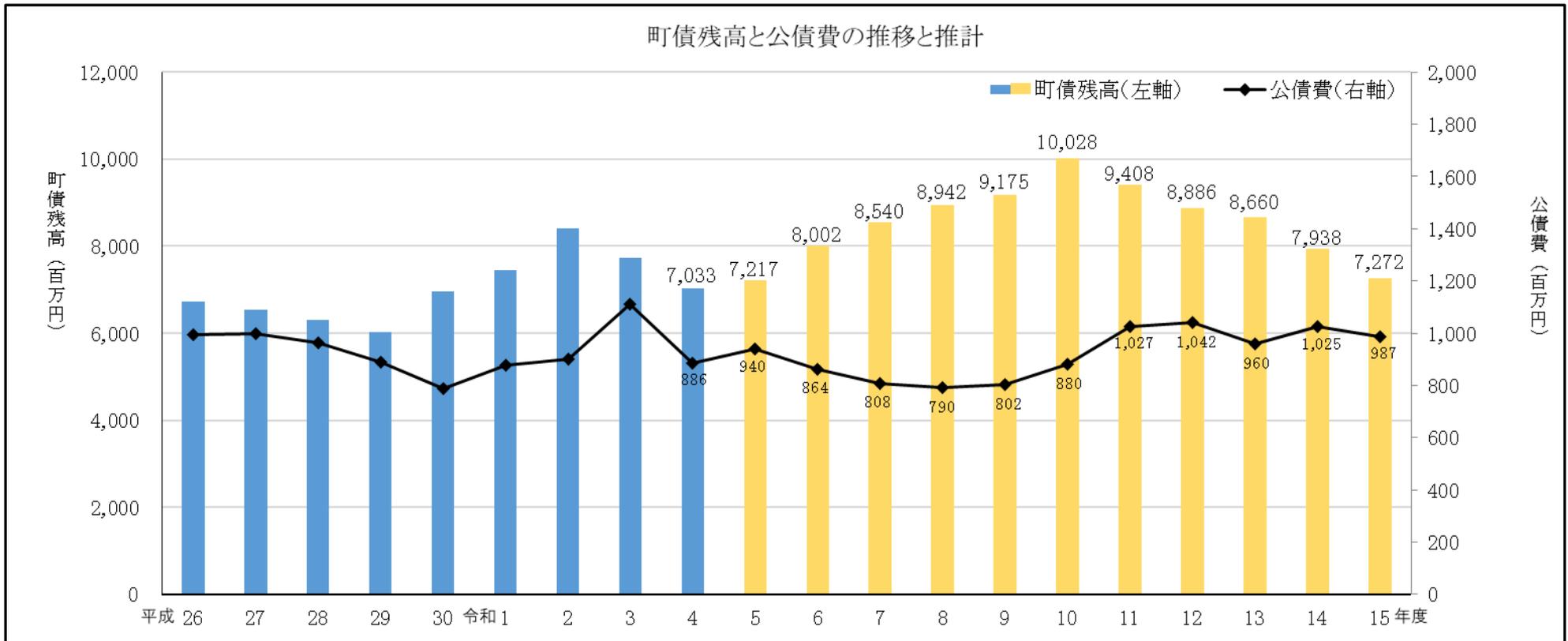


・財政調整基金残高は、行財政改革アクションプランに掲げる当初予算での5,000万円積立に加え、ふるさと納税のうち「自然災害や感染症の流行などへの備え」としての積立により、不測の事態が生じなければ、令和15年度には26億7,700万円に増加する見通しとなっています。

【町債】

(単位:百万円、%)

区 分	令 和 4 年 度		5 年 度		6 年 度		7 年 度		8 年 度		9 年 度		1 0 年 度		1 1 年 度		1 2 年 度		1 3 年 度		1 4 年 度		1 5 年 度	
	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率	数 値	伸 率
年 度 末 町 債 残 高	7,033	—	7,217	2.6	8,002	10.9	8,540	6.7	8,942	4.7	9,175	2.6	10,028	9.3	9,408	▲6.2	8,886	▲5.6	8,660	▲2.5	7,938	▲8.3	7,272	▲16.0
公 債 費	886	—	940	6.1	864	▲8.1	808	▲6.5	790	▲2.2	802	1.5	880	9.7	1,027	16.7	1,042	1.5	960	▲7.9	1,025	6.8	987	2.8



・町債残高は、令和 10 年度までの大型建設事業の実施により、令和 10 年度に 100 億円を超え、その後、減少する見通しとなっています。また、公債費は、町債残高の増に伴い、令和 9 年度から増加に転じ、令和 11 年度以降は 10 億円前後で推移する見通しとなっています。

5 中長期財政見通し（歳入歳出別）

【歳入の見通し】

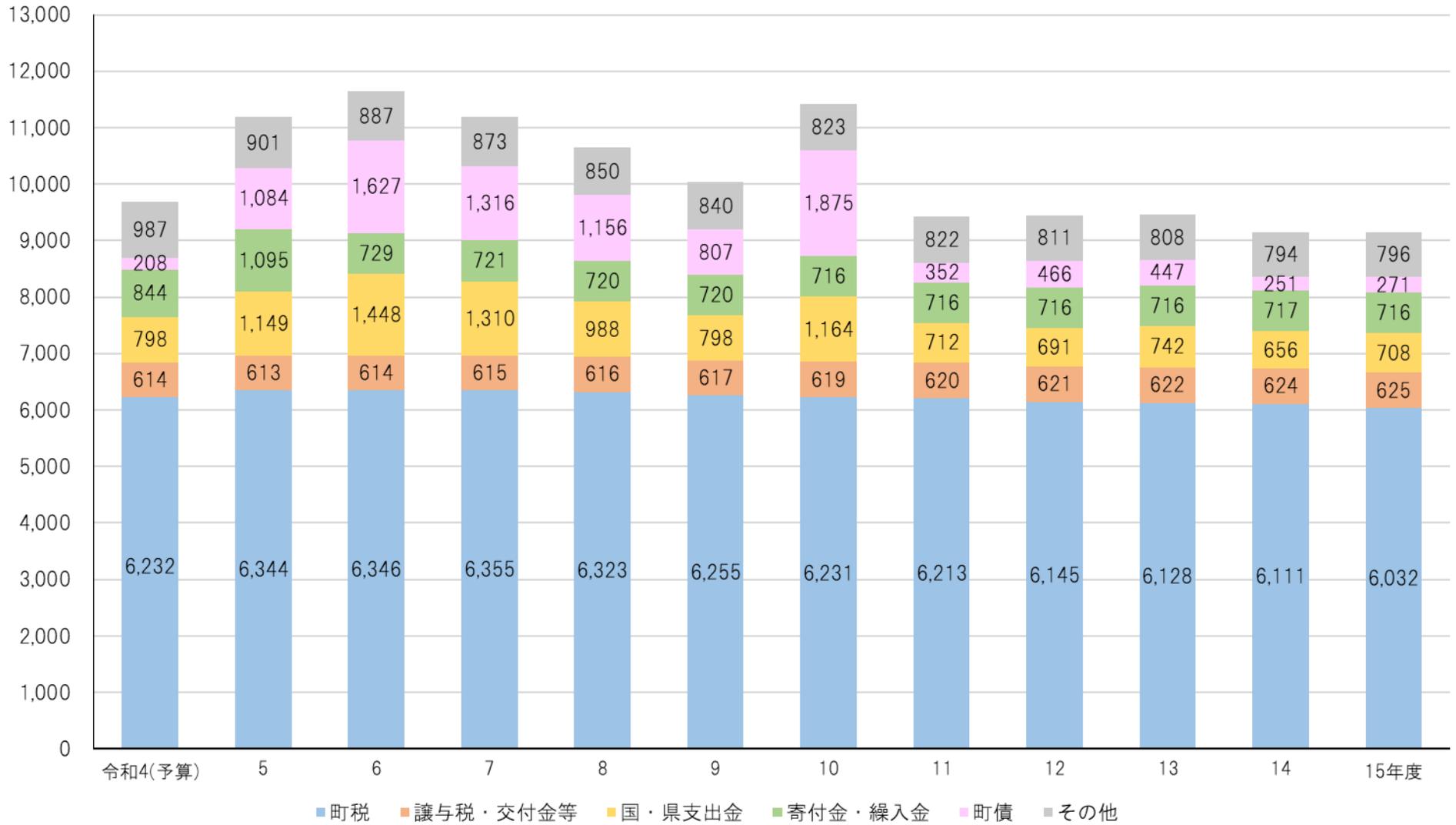
（単位：百万円、％）

区 分	令和4年度 (予算)		5年度 (推計)		6年度 (推計)		7年度 (推計)		8年度 (推計)		9年度 (推計)		10年度 (推計)		11年度 (推計)		12年度 (推計)		13年度 (推計)		14年度 (推計)		15年度 (推計)	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
町 税	6,232	—	6,344	1.8	6,346	0.0	6,355	0.1	6,323	▲0.5	6,255	▲1.1	6,231	▲0.4	6,213	▲0.3	6,145	▲1.1	6,128	▲0.3	6,111	▲0.3	6,032	▲1.6
地 方 譲 与 税	46	—	46	0.0	46	0.0	46	0.0	46	0.2	46	0.0	46	0.2	47	0.4	47	0.4	47	0.4	47	0.4	48	1.1
各 種 交 付 金 等	538	—	537	▲0.2	538	0.2	539	0.2	540	0.2	541	0.2	542	0.2	543	0.2	544	0.2	545	0.2	547	0.2	548	0.4
地 方 交 付 税	30	—	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	18	—	18	▲1.1	18	▲1.1	18	▲1.1	17	▲1.1	17	▲1.2	17	▲1.2	17	▲0.6	17	▲1.2	16	▲1.2	16	▲0.6	16	▲1.8
使 用 料 及 び 手 数 料	448	—	443	▲1.2	474	7.1	481	1.4	488	1.6	493	1.0	498	1.0	503	1.0	506	0.5	505	▲0.1	505	▲0.1	505	▲0.1
国 庫 支 出 金	411	—	749	82.3	1,021	36.3	844	▲17.4	557	▲34.0	510	▲8.5	866	69.9	427	▲50.7	412	▲3.5	451	9.4	372	▲17.5	402	▲10.9
県 支 出 金	387	—	400	3.2	427	6.8	466	9.2	431	▲7.6	288	▲33.2	298	3.7	285	▲4.4	279	▲2.1	292	4.6	284	▲2.6	306	5.1
財 産 収 入	56	—	53	▲5.2	53	0.8	54	0.8	54	0.7	48	▲10.7	48	0.2	48	▲0.6	48	0.0	48	0.2	48	0.0	48	0.2
寄 付 金	607	—	708	16.6	708	0.0	707	▲0.1	707	0.0	707	0.0	707	0.0	707	▲0.0	707	0.0	707	0.0	707	0.0	707	0.0
繰 入 金	237	—	387	63.6	21	▲94.6	14	▲34.1	12	▲10.9	13	4.1	8	▲33.9	8	0.0	8	0.0	8	0.0	10	17.9	8	0.0
繰 越 金	100	—	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0
諸 収 入	365	—	287	▲21.2	242	▲15.8	221	▲8.7	190	▲14.0	182	▲4.5	160	▲12.1	155	▲3.1	141	▲9.0	138	▲2.1	125	▲9.3	127	▲7.6
町 債	208	—	1,084	421.2	1,627	50.2	1,316	▲19.2	1,156	▲12.1	807	▲30.2	1,875	132.3	352	▲81.2	466	32.3	447	▲4.1	251	▲43.9	271	▲39.3
歳 入 合 計	9,683	—	11,186	15.5	11,651	4.2	11,189	▲4.0	10,652	▲4.8	10,037	▲5.8	11,427	13.8	9,435	▲17.4	9,449	0.1	9,462	0.1	9,152	▲3.3	9,148	▲3.3

- ・歳入総額は、令和10年度まで大型建設事業が続き、国・県支出金の増や、町債の借入が毎年度10～18億円となることなどから、110億円前後で推移すると見込んでいます。
- ・令和11年度以降は、国・県支出金及び町債の減により、歳入総額は90億円台で推移すると見込んでいます。

百万円

歳入内訳別推計額



【歳出の見通し】

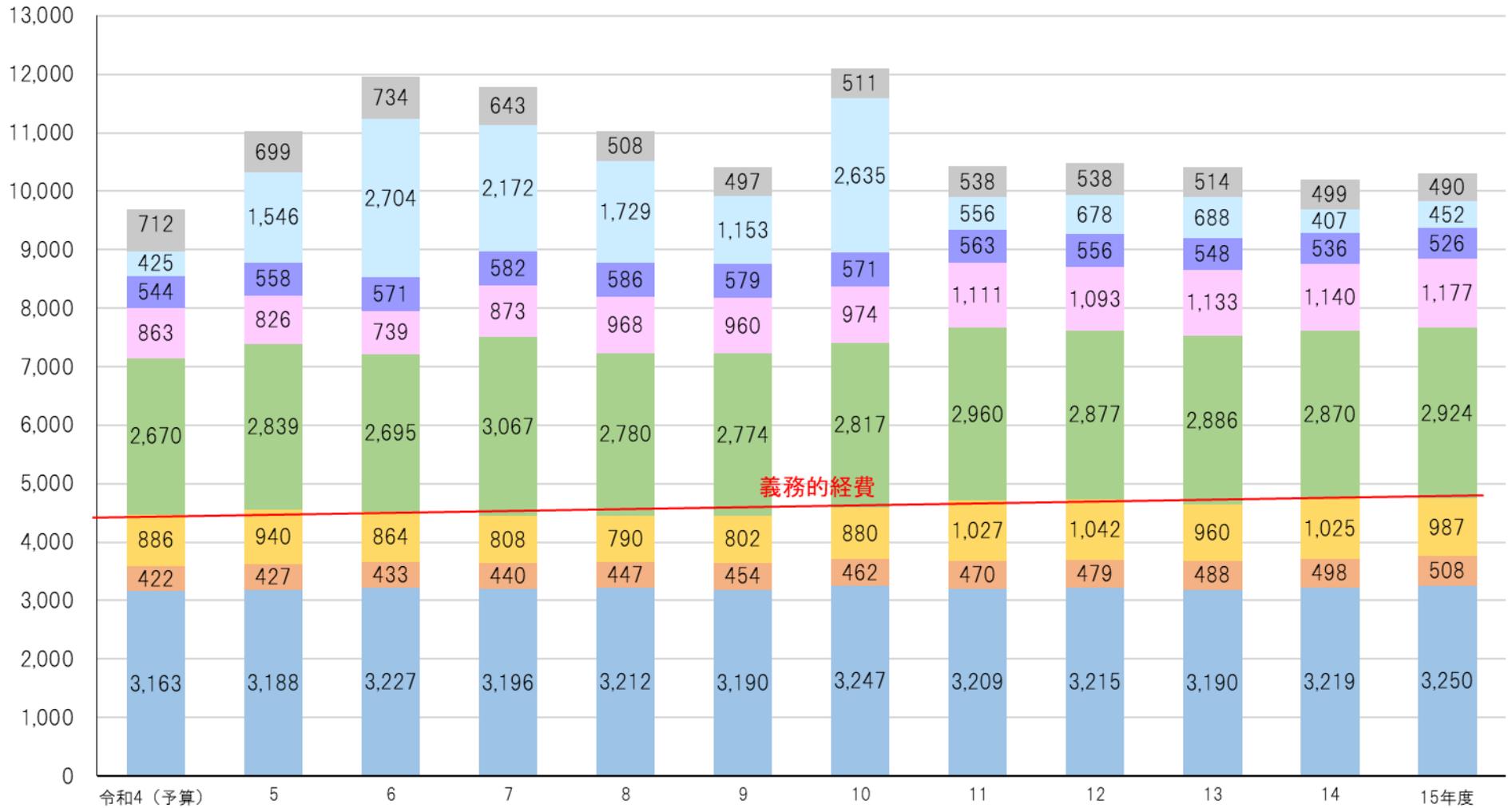
(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		令和15年度	
	(予算)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率
義務的経費	4,470	—	4,555	1.9	4,524	▲0.7	4,444	▲1.8	4,449	0.1	4,447	▲0.1	4,589	3.2	4,706	2.5	4,737	0.7	4,638	▲2.1	4,742	2.2	4,746	2.3
人件費	3,163	—	3,188	0.8	3,227	1.2	3,196	▲1.0	3,212	0.5	3,190	▲0.7	3,247	1.8	3,209	▲1.2	3,215	0.2	3,190	▲0.8	3,219	0.9	3,250	1.9
扶助費	422	—	427	1.3	433	1.4	440	1.5	447	1.6	454	1.7	462	1.7	470	1.8	479	1.8	488	1.9	498	2.0	508	4.1
公債費	886	—	940	6.1	864	▲8.1	808	▲6.5	790	▲2.2	802	1.5	880	9.7	1,027	16.7	1,042	1.5	960	▲7.9	1,025	6.8	987	2.8
物件費	2,670	—	2,839	6.3	2,695	▲5.1	3,067	13.8	2,780	▲9.4	2,774	▲0.2	2,817	1.5	2,960	5.1	2,877	▲2.8	2,886	0.3	2,870	▲0.6	2,924	1.3
補助費等	863	—	826	▲4.3	739	▲10.5	873	18.1	968	10.8	960	▲0.8	974	1.4	1,111	14.1	1,093	▲1.6	1,133	3.7	1,140	0.6	1,177	3.9
繰出金	544	—	558	2.6	571	2.2	582	2.1	586	0.6	579	▲1.1	571	▲1.3	563	▲1.4	556	▲1.2	548	▲1.6	536	▲2.1	526	▲4.0
投資的経費	425	—	1,546	264.2	2,704	74.9	2,172	▲19.7	1,729	▲20.4	1,153	▲33.3	2,635	128.4	556	▲78.9	678	22.0	688	1.5	407	▲40.8	452	▲34.3
維持補修費	343	—	377	9.9	450	19.2	388	▲13.7	277	▲28.7	285	3.0	291	2.0	327	12.3	335	2.5	319	▲4.5	312	▲2.3	309	▲3.3
投資及び出資金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
貸付金	232	—	186	▲20.1	148	▲20.0	119	▲20.0	95	▲20.0	76	▲20.0	61	▲20.0	49	▲20.1	39	▲20.0	31	▲20.1	25	▲19.9	20	▲36.0
積立金	116	—	116	0.0	116	0.0	116	0.0	116	0.0	116	0.0	139	19.4	143	3.0	145	1.2	144	▲0.8	142	▲1.0	141	▲1.9
予備費	20	—	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0
歳出合計	9,683	—	11,023	13.8	11,967	8.6	11,781	▲1.6	11,019	▲6.5	10,410	▲5.5	12,097	16.2	10,434	▲13.7	10,479	0.4	10,408	▲0.7	10,194	▲2.0	10,314	▲0.9

- ・歳出総額は、令和10年度まで大型建設事業が続くことにより、投資的経費が毎年度15～27億円となることなどから、115億円前後で推移すると見込んでいます。
- ・令和11年度以降は、投資的経費が5億円前後に減少するものの、公債費、物件費及び補助費等の増に伴い、歳出総額は100億円超で推移すると見込んでいます。

歳出内訳推計額

百万円

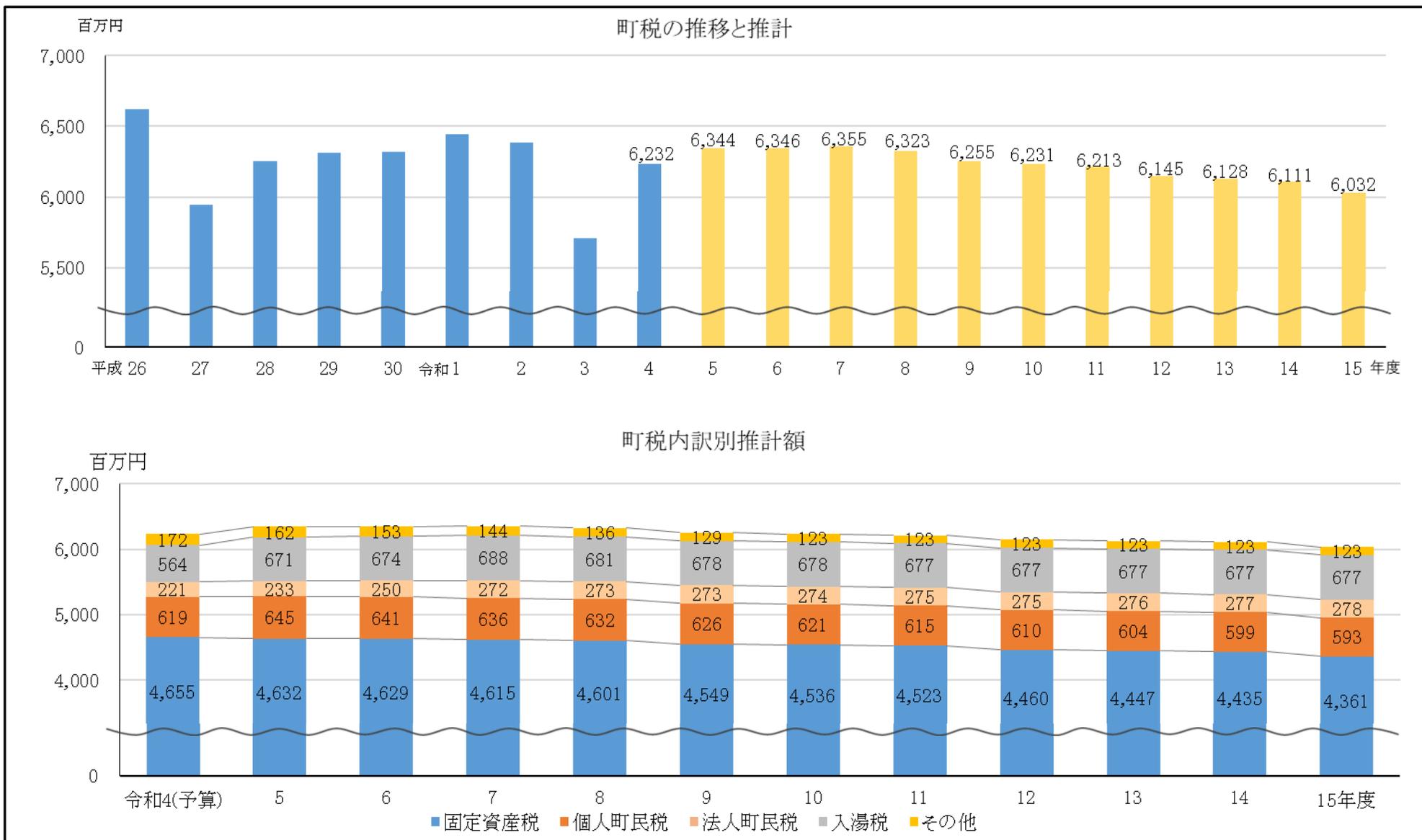


義務的経費

■ 人件費 ■ 扶助費 ■ 公債費 ■ 物件費 ■ 補助費等 ■ 繰出金 ■ 投資的経費 ■ その他

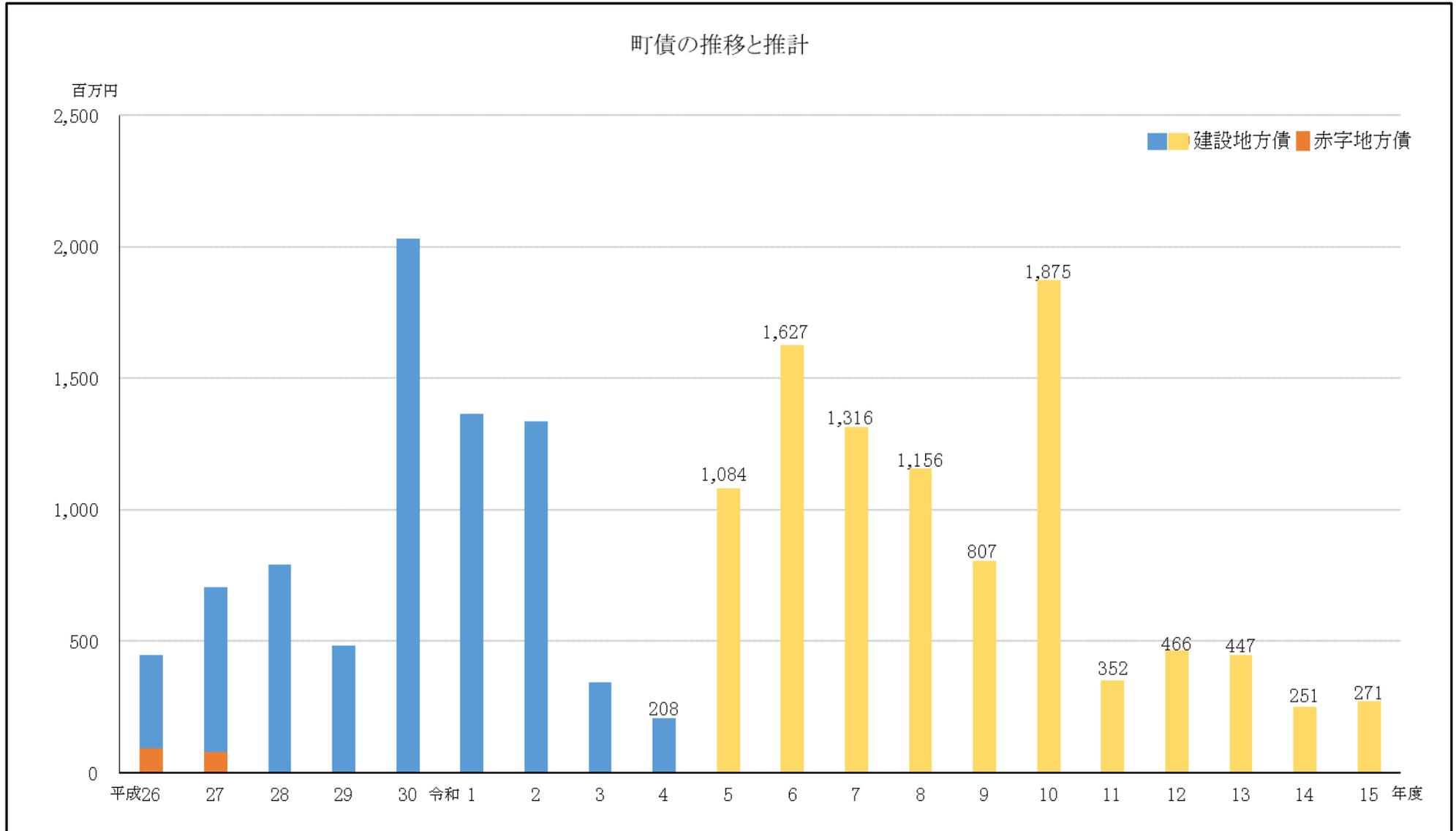
6 中長期財政見通し（主な科目の推計内容）

【町税】



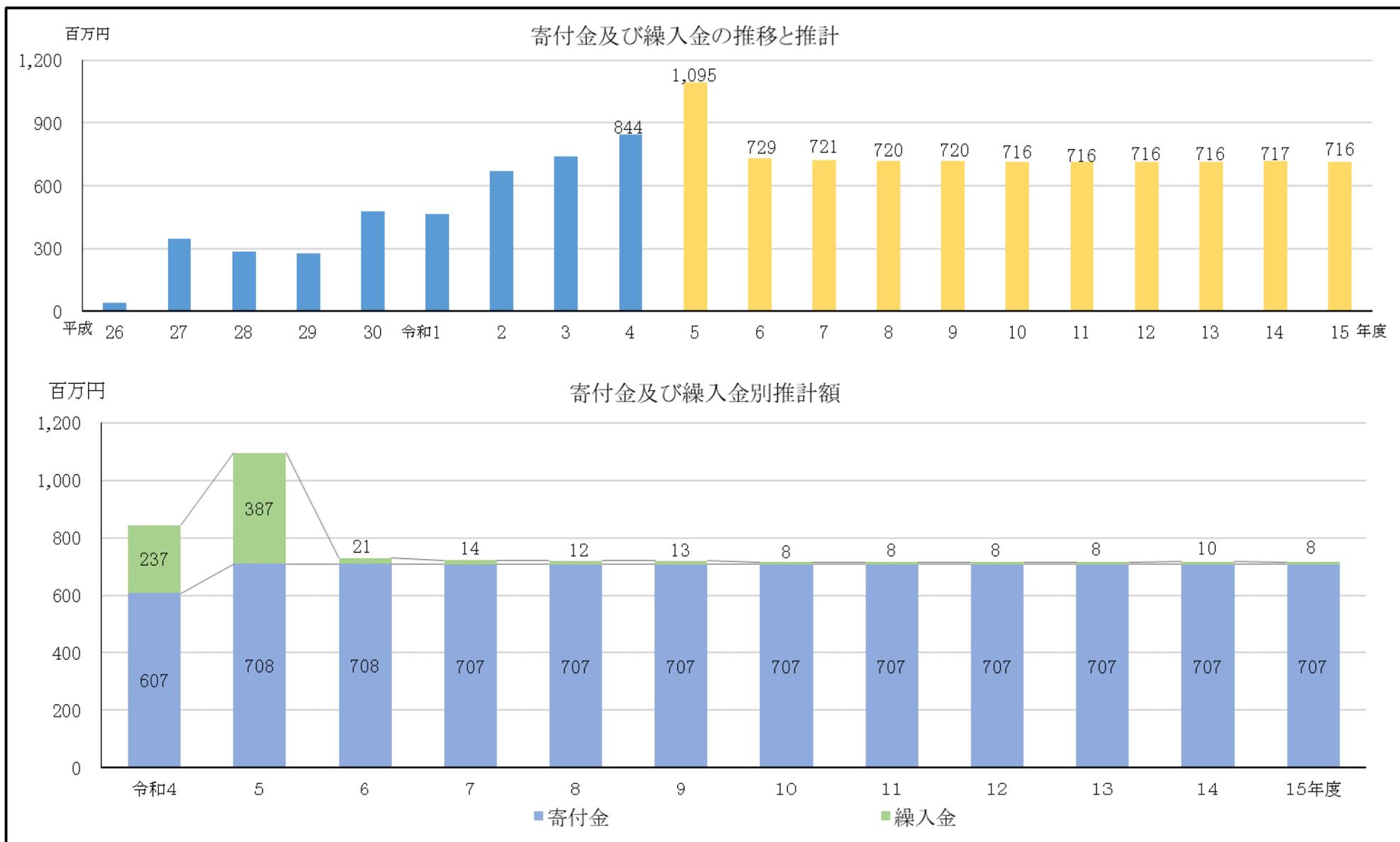
- ・町税全般については、法人町民税と入湯税は新型コロナからの回復により増を見込む一方、個人町民税、固定資産税及び町たばこ税は、漸減する見通しであるため、令和7年度の63億5,500万円をピークに8年度以降、横ばいから減少すると見込んでいます。
- ・基幹税目である固定資産税は、新型コロナの影響があるものの、中～大規模の宿泊施設の建設が当面は続くものと見込んでいます。その後は、3年毎の固定資産税評価替えによる減を考慮し、令和9年度に45億円台となり、以降、12年度と15年度と漸減していくものと見込んでいます。
- ・個人町民税は、6億円台で推移していくものの、人口減が一番の要因となり、長期の最終年度である令和15年度には6億円を割り込むものと見込んでいます。
- ・法人町民税は、今後は、新型コロナの影響から、徐々に回復するものと見込んでいます。なお、現時点で税収に大きく影響を及ぼすような税制改正は見られないために推計への影響はないものとしています。
- ・入湯税は、新型コロナの影響による過去例を見ない落ち込みから徐々に回復を見込み、長期は6億円台後半で推移するものと見込んでいます。
- ・その他の町税のうち軽自動車税は、税率改正による影響を踏まえ増収を、町たばこ税は、近年の健康志向の高まりに伴う喫煙者人口の減による減収をそれぞれ見込み、全体としては減少傾向で見込んでいます。

【町債（借入）】



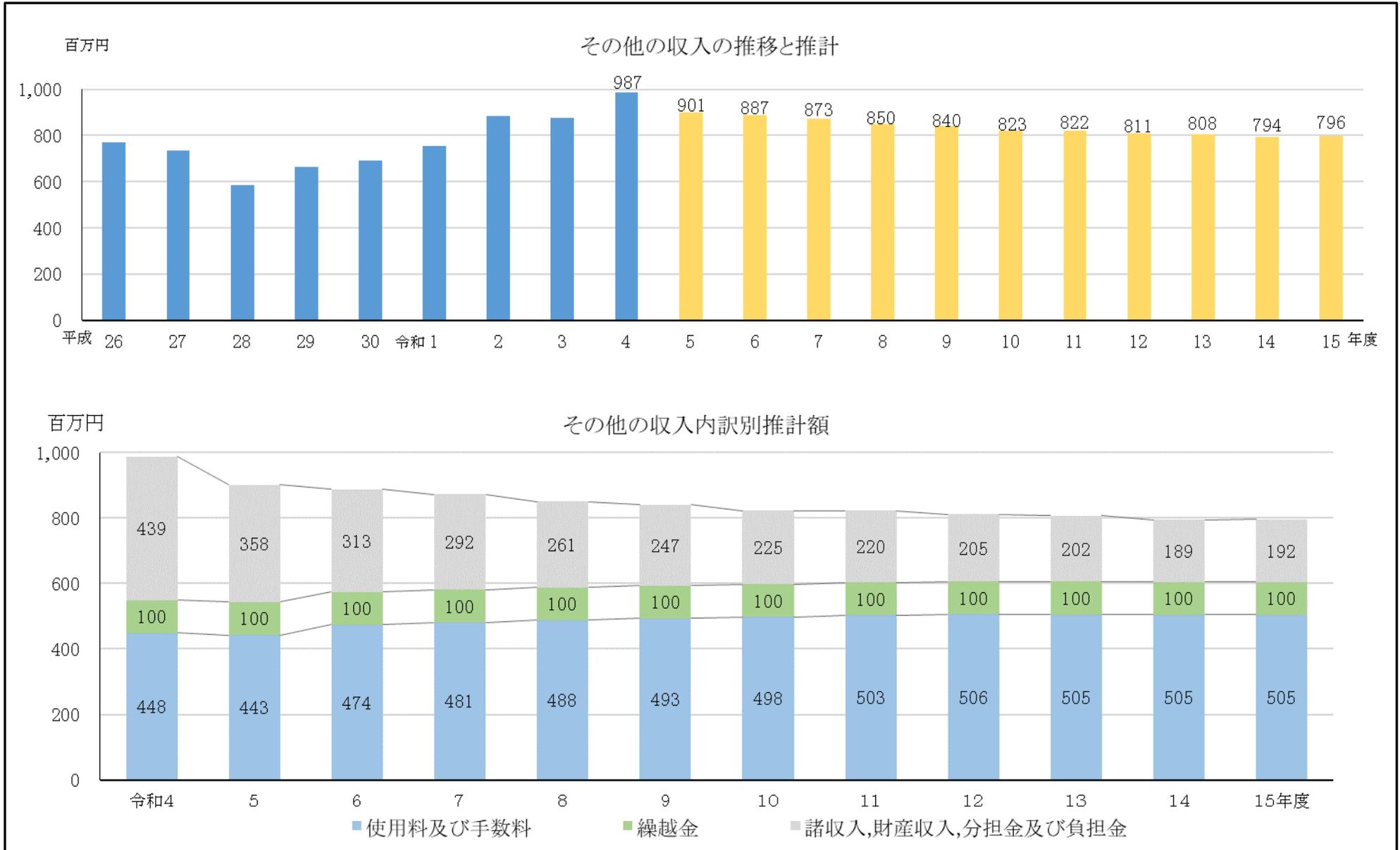
- ・町債は、これまで行財政改革アクションプランなどに基づき、借入れの抑制と起債残高の縮減に努めてきた結果、平成 29 年度以前は年平均 6 億円程度でしたが、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間は、中学校校舎等整備事業、防災行政無線デジタル化整備事業、湯本分署建設事業のほか、総合保健福祉センター、総合体育館及び仙石原文化センターの吊り天井耐震化工事などに町債を活用したため、47 億円もの予算を計上しました。
- ・今後も、ごみ処理広域化や 3 小学校の大規模改修を予定しているため、令和 5 年度から令和 10 年度までの 6 年間で、総額 79 億円程度の借入れを見込んでいます。(6～10 年度の 6 年間の平均 13 億円／年)
- ・令和 11 年度以降の長期は、4 億円／年となっていますが、公共施設の老朽化が進んでいることから、その対応が生じた場合、町債の増が生じる恐れがあります。
- ・なお、赤字地方債（特例債）の借入れは、新型コロナの影響による減収補填として、令和 2, 3 年度補正予算により約 5 億円借入れを行いました。それ以降は行っておらず、今後も借入れは見込んでいません。

【寄付金及び繰入金】



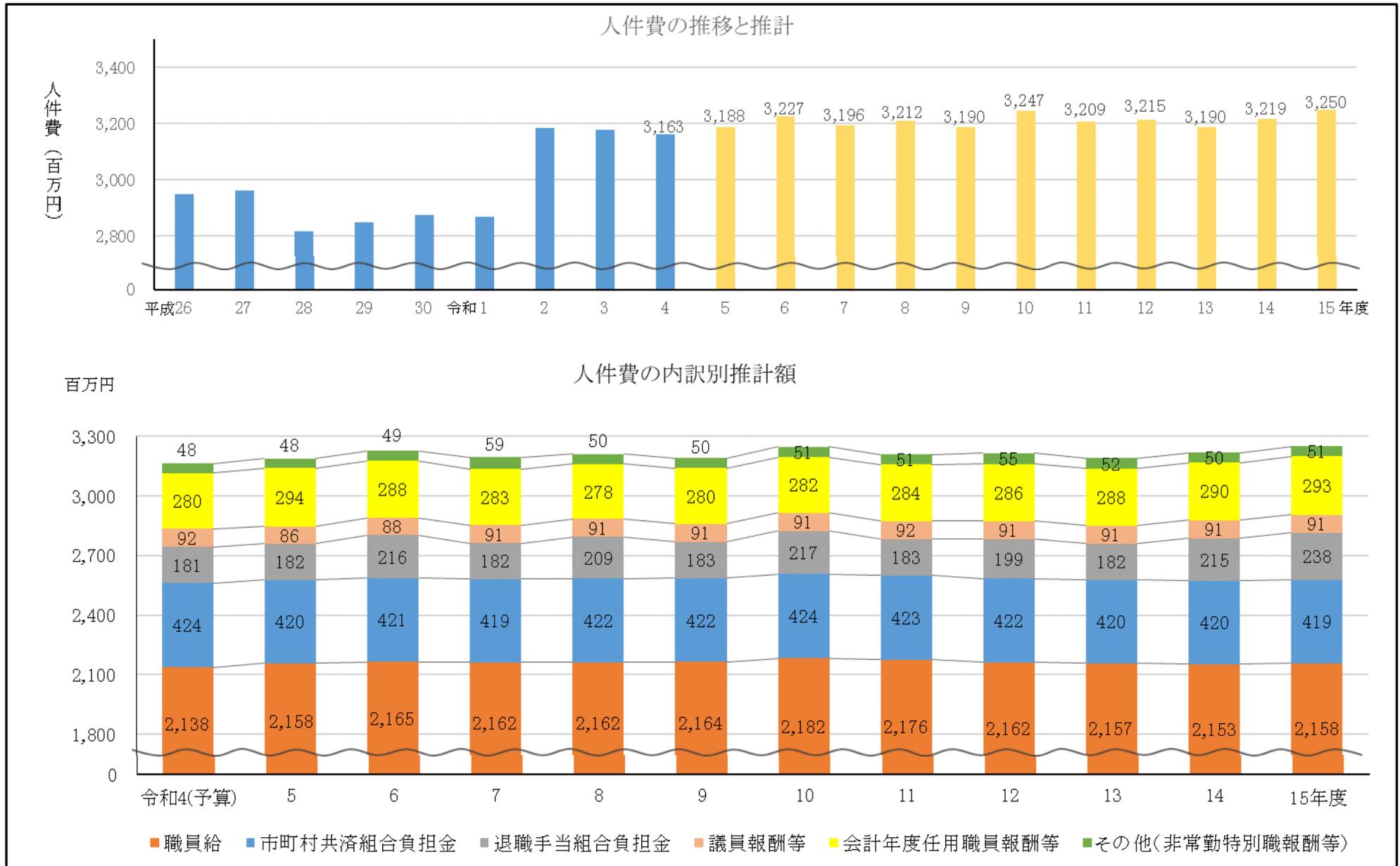
- ・ 寄付金は、ふるさと納税分が大半を占めますが、令和元年6月から、ふるさと納税対象団体を総務省が指定する制度に変更されたこともあり、過度な返礼品競争も落ち着き、制度として安定してきたことに加え、本町でもふるさと納税ポータルサイトの増など寄付額増に向けた取組みを踏まえ、財政見通しでの寄付額として7億円を見込んだものです。
- ・ 繰入金についても、ふるさと納税が大半を占めていますが、本町では当初予算に計上した寄付額を超えた場合、財政調整基金に積み立て、翌々年度に活用するという形で運用していることが要因です。
- ・ 繰入金の令和4年度が2億3,700万円、令和5年度が3億8,700万円となっているのは、令和2年度と令和3年度にふるさと納税を積み立てた分を活用するためですが、令和6年度以降については、令和4年度以降の寄付額が確定していないため推計に見込んでいないことから、大幅な減となっています。

【その他の収入】



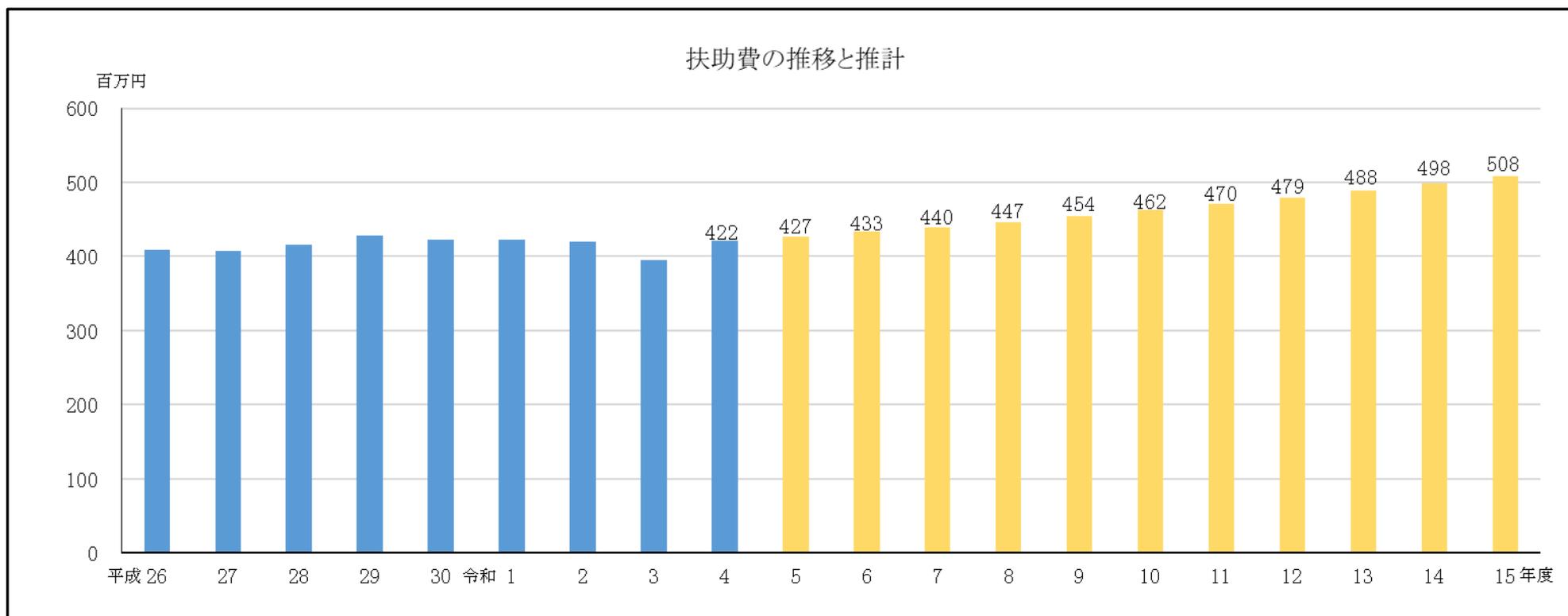
- その他の収入は、使用料及び手数料、繰越金、諸収入等からなりますが、全体としては、令和5年度の約9億円から減少し、10年後の令和14年度には約8億円になると見込んでいます。
- 使用料及び手数料は、観覧料やごみ処理手数料の新型コロナからの回復を考慮し、令和5年度の4億4,300万円から令和10年度には4億9,800万円となり、その後、5億円台で推移するものと見込んでいます。
- 繰越金は、多くを見込めないことから、近年の予算計上額を踏まえ、毎年度1億円で推計しています。
- 諸収入等については、台風19号による事業者を支援するための中小企業者災害復旧支援融資制度や新型コロナに対し事業者を支援するために創設した経営安定緊急融資制度に係る金融機関への預託金が減少していくことにより、令和4年度の4億3,900万円から令和15年度には半分以下の1億9,200万円まで減少すると見込んでいます。

【人件費】



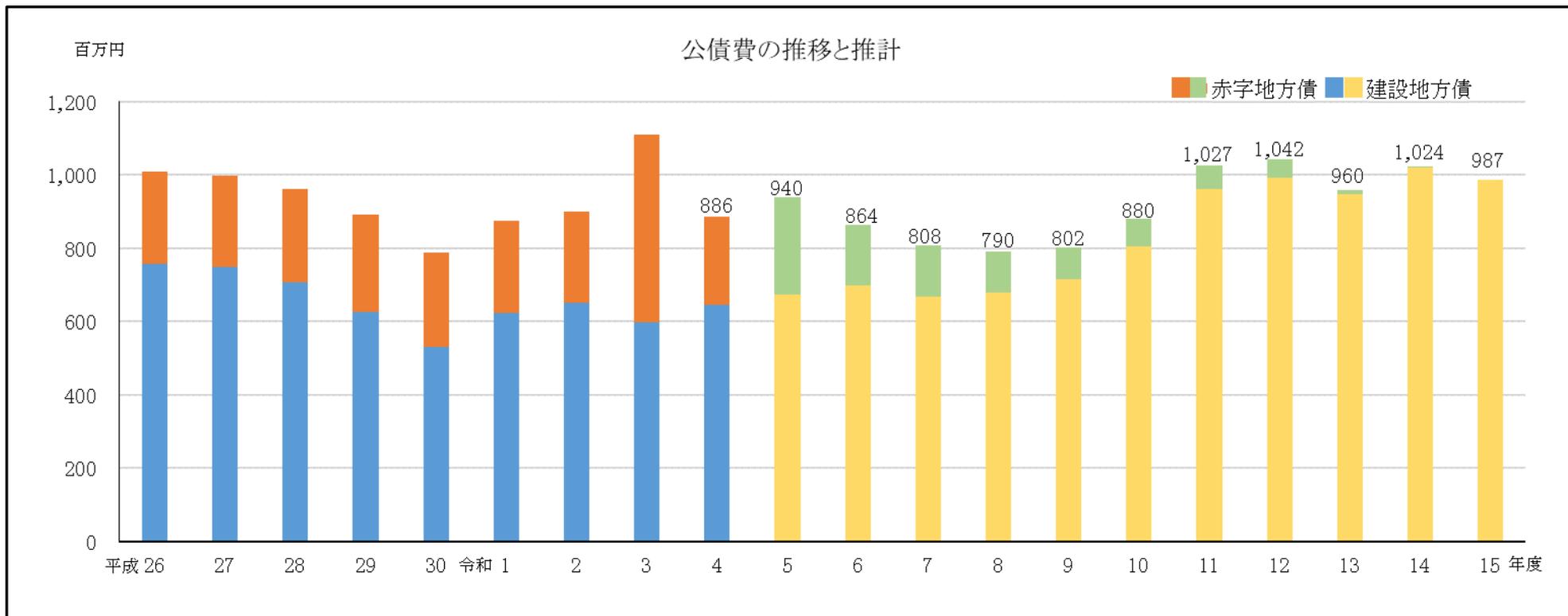
- ・ 人件費は、令和元年度までは 28 億円前後で推移していましたが、令和 2 年度の会計年度任用職員制度の開始により、それまで物件費に計上していたアルバイト職員の賃金も人件費に計上することとなったため、31 億円台となっています。
- ・ 令和 5 年度以降は、正規職員の定年延長（60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ）が実施されますが、継続的採用の観点から退職者がいない年度の翌年度について、翌々年度以降分の前倒し採用を見込むため、概ね 32 億円前後で推移するものと見込んでいます。
- ・ 人件費の内訳別推計額では、特別職を含めた職員給は、現行の職員数を維持すること。年 1 回の定期昇給、昇格については、職員の新陳代謝と役職定年制の導入による水準引き下げで対応する形で推計した結果、ほぼ同額で推移するものと見込んでいます。
- ・ 市町村共済組合負担金は、大きな制度変更が予定されていないことから、職員給の増減を加味して推計した結果、約 4 億円で推移するものと見込んでいます。
- ・ 退職手当組合負担金は、定年延長の実施により、今後、退職者がいる年度といない年度が出てきますが、概ね 2 億円前後で推移するものと見込んでいます。
- ・ 議員報酬等は、現行の議員定数で推計しており、9,000 万円程度で推移するものと見込んでいます。
- ・ 会計年度任用職員の報酬等は、毎年度、1 号級上位の号給へ昇給した場合の平均改定率を算出し、それをもとに推計した結果、微増で推移するものと見込んでいます。

【扶助費】



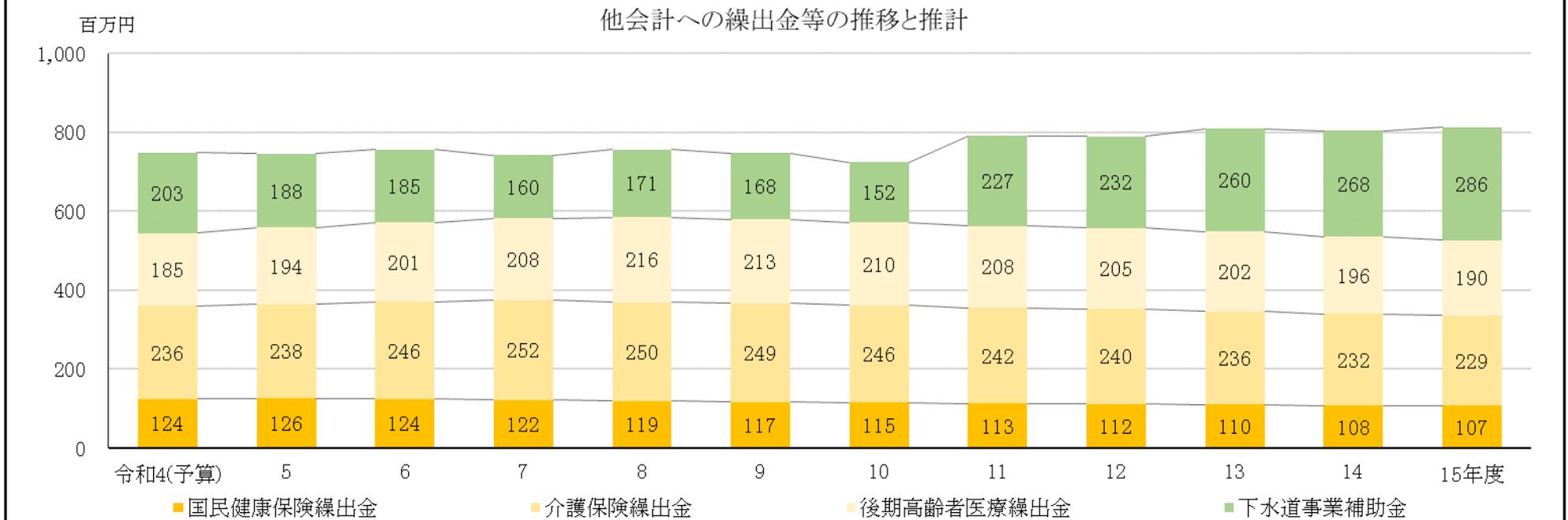
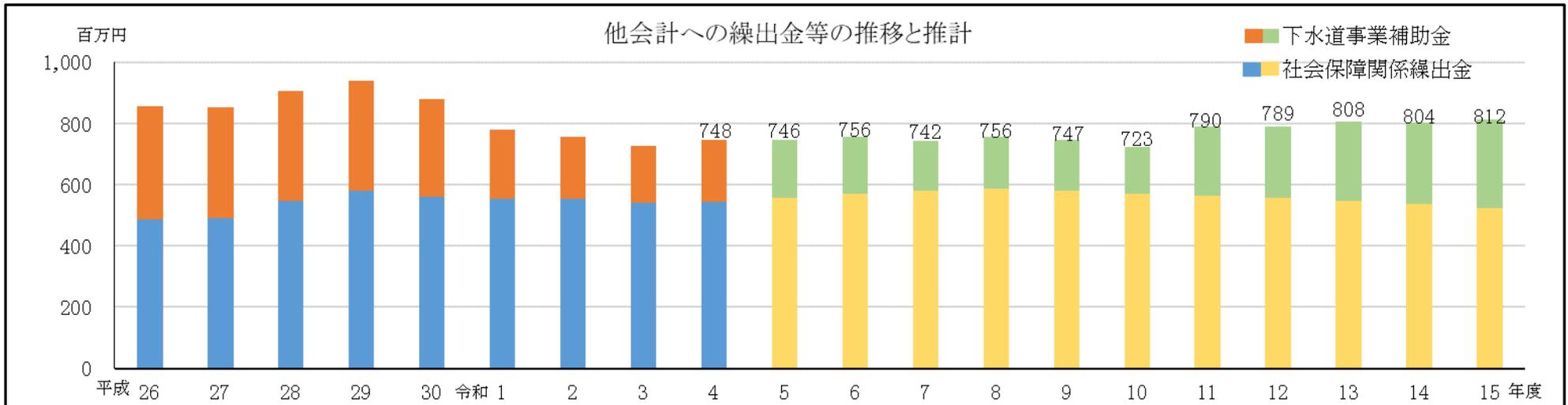
- ・扶助費は、今後も年々増加するものと見込んでいます。
- ・主な内容のうち児童手当は、子どもの減少により漸減を見込んでいますが、障がい福祉サービスについては、現在高額な費用のかかる入所施設利用者の大半が、今後も同様のサービスを使うことが見込まれ、グループホーム及び放課後等デイサービスなど、施設入所以外のサービス利用者が年々増加しています。このことに加えて、これら利用者に係るサービス単価は、3年毎に改定されますが上昇する見通しであることから、扶助費全体では今後も増加傾向が続くものと見込んでいます。

【公債費（償還）】



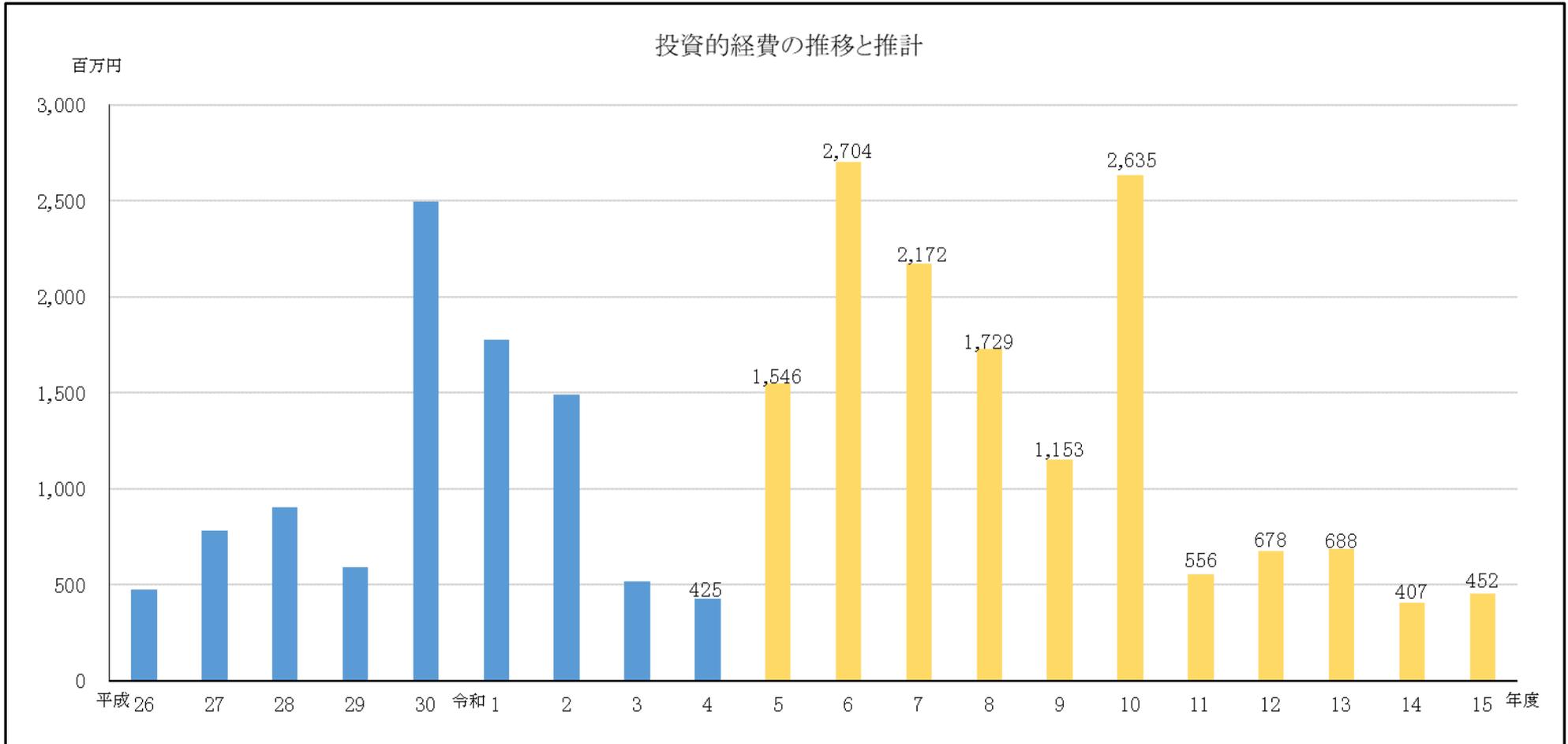
- ・令和 8 年度の 7 億 9,000 万円が償還の底となり、令和 9 年度以降は、今後の大型工事に伴う建設地方債分が増加し、11 年度に 10 億円を超え、それ以降は 10 億円前後で推移するものと見込んでいます。
- ・一方、赤字地方債分は、第三セクター等改革推進債は令和 5 年度、退職手当債は令和 7 年度でそれぞれ償還が終了し、また、臨時財政対策債も令和 14 年度には償還が終了するため、令和 15 年度以降はゼロとなる見込みです。

【繰出金等】



- ・他会計への繰出金等（繰出金及び補助金）全体では、中期は7億5,000万円前後で推移するものの、令和11年度以降の長期には8億円台となるものと見込んでいます。
- ・繰出金の内訳では、国民健康保険は、令和5年度の1億2,600万円から令和15年度1億700万円へと漸減するものと見込んでいます。介護保険（令和5年度2億3,600万円から令和15年度2億2,900万円）と後期高齢者医療事業（令和5年度1億9,400万円から令和15年度1億9,000万円）は、後期高齢者医療事業の被保険者も令和8年度には減少に転じる見込みであることから、繰出金は横ばいから減少するものと見込んでいます。
- ・平成30年度に地方公営企業法が適用となった公共下水道事業への補助金は、第1号及び第2号公共下水道建設当初に借入れた起債の償還が終了したことなどから令和4年度の2億300万円から減少傾向にあります。令和11年度以降は、第3号公共下水道の供用開始による減価償却費の増や第1号及び第2号公共下水道の浄水センター等施設の老朽化による設備更新等により、補助金の増に転じ、令和15年度には、2億8,600万円にまで増加するものと見込んでいます。

【投資的経費】

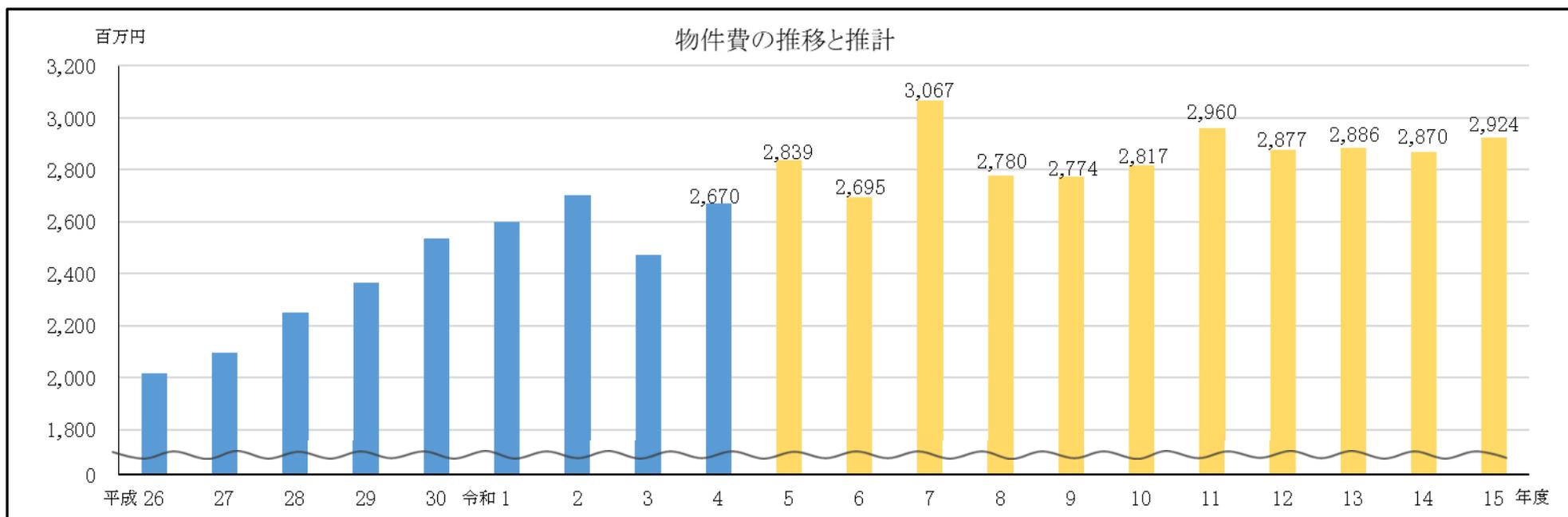


- ・投資的経費は、老朽化の進行している公共施設の更新や新たに取り組む必要が生じている事業も多くあり、特に、令和10年度まで大型建設事業が続くことから、毎年度、10億円以上（12～27億円）で推移すると見込んでいます。
- ・令和11年度以降は、年平均5億5,000万円程度で推移するものと見込んでいますが、公共施設の老朽化が進んでいることから、その対応が生じた場合、投資的経費の増が生じる恐れがあります。また、令和16年度以降は、本庁舎の建替えや消防本部の大規模改修など、この11年間で予定していない施設の整備が見込まれるため、計画的に進めていく必要があるものです。

・予定している主な事業

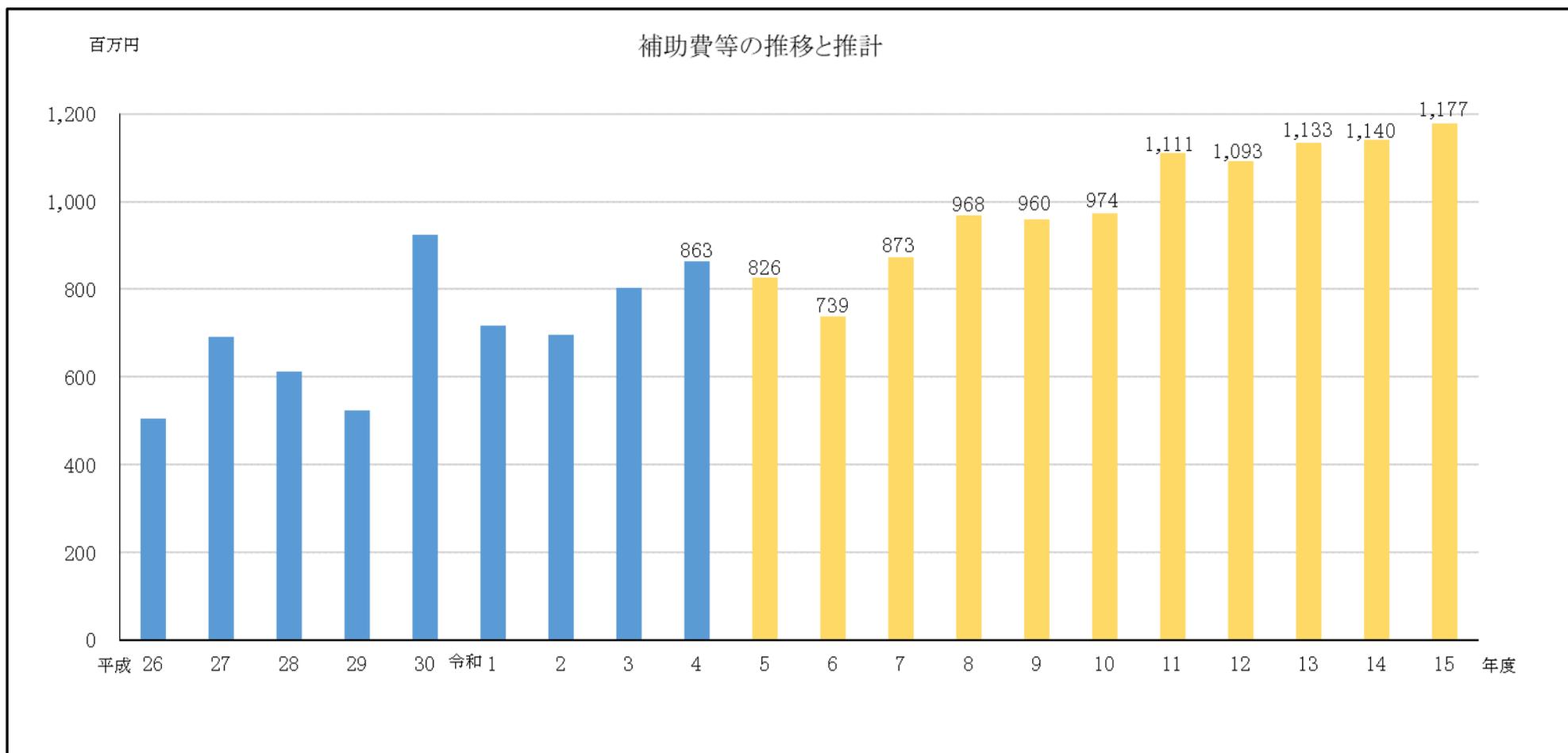
5～8年度	清掃第1プラントの可燃ごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤード整備工事	26億円
6～10年度	清掃第1プラントの粗大ごみ処理施設の大規模改修	10億円程度
5～6年度	湯本小学校校舎・体育館の長寿命化改修	8億円程度
9～10年度	仙石原小学校校舎・体育館の長寿命化改修	16億円程度
12～15年度	箱根の森小学校体育館の長寿命化改修及び校舎空調整備	5億円程度
5～14年度	消防施設等の整備（消防施設、消防情報機器等）	11億円程度
5～15年度	消防車両の整備	7億円程度
5～15年度	道路整備事業・橋りょう長寿命化	1億円程度（年平均）
5～15年度	町道湯2号線・箱1号線道路改良事業	1.5億円程度（年平均）

【物件費】



- ・物件費は、ふるさと納税促進事業の当初予算への計上（H28～）及び増額（R2～）、小学校給食調理の委託化（R1～）、箱根湿生花園の直営化（R2～）、放課後児童クラブの委託化（R2～）、単年度の設計委託や計画策定（R2）に加え、労務単価・最低賃金の上昇などもあり、令和4年度には26億7,000万円となったものです。
- ・令和7年度から可燃ごみの共同処理開始に伴い、可燃ごみの処理方法（単独処理から共同処理）と、環境センターの運営方法（部分委託から整備・運営の包括委託）を変更することにより、光熱水費や維持補修費などが減となるものの、委託料の増を見込んでいるものです。※ごみ処理広域化については、29ページを参照。
- ・また、令和7年度と令和11年度は、消防情報機器の保守費用が一時的に約1億円の増となることから、令和7年度に30億6,700万円、令和11年度に29億6,000万円となり、それ以外の年度も令和10年度までは28億円前後、令和12年度以降は29億円前後で推移すると見込んでいます。

【補助費】



- ・補助費は、令和 6 年度まで 8 億円前後で推移する見込みですが、令和 7 年度のごみの広域処理開始に伴い、湯河原町真鶴町衛生組合への負担金が増となることなどにより、令和 8～10 年度までは 10 億円弱、令和 11 年度以降は 11 億円前後で推移すると見込んでいます。

【ごみ処理広域化について】

ごみ処理広域化とは、下郡3町で可燃ごみの共同処理を行うもので、町の可燃ごみは、環境センターを中継施設に改修したうえで湯河原美化センターまで運搬し、焼却、埋立を行います。（令和7年10月共同処理開始予定）

「現行の単独処理を継続する場合」と「共同処理に移行する場合」について比較したところ、費用面では、単独処理は施設の改修費用が全額、町負担となるのに対し、共同処理では、町環境センターの改修費用や湯河原美化センターを共同処理に対応できる施設に改修するための費用が国交付金や県補助金の対象となるため、町負担の軽減が図られます。

また、施設面でも湯河原美化センターの焼却施設は平成9年から稼働開始であり、平成5年に稼働した町環境センターより稼働期間が短いほか、施設規模も共同処理に必要な24時間連続運転に適しています。さらに、町の最終処分場は、埋立ての残余年数が7年程度であり、その後は、最終処分場を新設するか、町外に搬出して埋立するなどの対応が必要となりますが、湯河原町美化センターに隣接する一般廃棄物最終処分場は、令和元年に再生工事を実施しており、将来にわたり十分な埋立容量が確保されています。

これらを踏まえ、今後15年程度、ごみの焼却から最終処分までの全体を考慮して比較した結果、共同処理の方が有利という結論になったものです。

その他のメリットとして、焼却施設を集約化し、24時間稼働する全連続運転にすることにより、安定的な燃焼状態を維持できダイオキシン類の発生を抑制でき、また、化石燃料や電力消費を削減できるため、費用面だけでなく二酸化炭素の排出抑制による地球温暖化防止にも貢献できます。

○主な相違点

方式	費用面（施設整備）	施設面	その他
単独処理	全額、町負担	環境センター老朽化に伴う焼却施設の更新工事 最終処分場の埋立後の対応（新設又は町外に搬出）	－
共同処理	国交付金・県補助金の活用可能	共同処理にあわせて施設改修 最終処分場の残余あり	二酸化炭素の排出抑制

7 総括

中長期（令和5年度～令和15年度までの11年間）にわたる財政推計を行った結果、歳入歳出それぞれの今後の見通しについては次のとおりとなりました。

歳入では、町税全般に関して、法人町民税と入湯税は新型コロナからの回復により増を見込む一方、町民税、固定資産税及び町たばこ税は、漸減する見通しであるため、令和7年度の63億5,500万円をピークに8年度以降、横ばいから減少すると見込んでいます。また、令和10年度まで大型建設事業が続き、国・県支出金の増や、町債の借入が毎年度10～20億円となることなどから、歳入総額は110億円前後で推移すると見込んでいます。令和11年度以降の歳入総額は、国・県支出金及び町債の減により、90億円台で推移すると見込んでいます。

一方、歳出では、現行サービス水準を維持するためには、これ以上の職員数の削減は困難であるとともに、医療や介護などの社会保障関連経費は、高齢化のピークにあわせて横ばいから微減となるものの、他会計への繰出金等や福祉関係の扶助費が増加する見通しです。

また、投資的経費は、老朽化の進行している公共施設の更新や新たに取り組む必要が生じている事業も多くあり、特に、ごみの広域処理開始や3小学校の長寿命化など令和10年度まで大型建設事業が続くことから、毎年度、10億円以上（12～27億円）で推移すると見込んでいます。令和11年度以降は、年平均5億5,000万円程度で推移するものと見込んでいますが、公共施設の老朽化が進んでいることから、その対応が生じた場合、投資的経費の増が生じる恐れがあります。

歳出総額は、令和10年度まで115億円前後で推移しており、令和11年度以降は、投資的経費が5億円前後に減少するものの、公債費、物件費及び補助費の増に伴い、100億円台で推移すると見込んでいます。

これらを踏まえた長期的な収支見通しは、固定資産税超過課税の見直し期間に合わせ、中期を令和6～10年度、長期を令和11～15年度の各5年間とした場合、中期は、5年総額23億1,500万円（年平均4億6,300万円）の不足、長期は、5年総額51億8,400万円（年平均10億3,700万円）の不足となっており、長期の不足が、約2倍に拡大する見通しとなっています。

このように長期にはさらに厳しい財政状況となる見通しであるため、行財政改革の取組みをより一層進めるとともに、特に長期に備えた取組みを検討・実践していく必要があります。

8 推計条件

【歳入】

区 分	推 計 条 件
町 税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税は、人口及び生産年齢人口の推計をもとに予算・決算の実績等を勘案し推計 ・法人町民税は、新型コロナの影響からの回復を勘案し推計、なお、現時点で税収に大きく影響を及ぼすような税制改正が予定されていないことから税制改正による影響がないものとして推計 ・固定資産税のうち土地は、商業地では、新型コロナの影響による下落分の回復、別荘地も富裕層やテレワーク利用者による需要が高まっており、横ばい傾向が見られるものの、住宅地については、下落が続いているため、全体としては緩やかに下落するものとして推計 ・家屋は、町内での中～大規模の宿泊施設の建設が当面続くと見込まれる一方、評価替え毎の建物の減価等を考慮し推計 ・償却資産は、町内での中～大規模の宿泊施設の建設が当面続くと見込まれる状況を踏まえ、現在の基調が続くものとして推計 ・国有資産所在市町村等交付金は、今後国県等自治体の保養所施設の閉鎖がないことを前提として推計 ・入湯税は、新型コロナの影響からの回復を勘案して推計、長期については過去の決算等から基本税額を7億円弱とし、町内施設の新規オープンや大阪万博なども勘案して推計
地方譲与税	<ul style="list-style-type: none"> ・地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税は決算の伸び率を勘案して推計
各種交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲与所得割交付金は決算の伸び率等を勘案して推計、ゴルフ場利用税交付金及び法人事業税交付金は令和3年度決算額、環境性能割交付金は、令和4年度当初予算額を基本として推計 ・地方消費税交付金は、消費税10%への改定後であるR2, R3の決算額をもとに、今後11年間は、現行税率が続くものとして推計

区 分	推 計 条 件
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通交付税は、財政力指数が 1 以上で推移するため計上していない ・ 特別交付税は、雪害対策経費の歳出予算を勘案して推計
分担金・負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度予算をベースに予算の伸び率等を勘案して推計
使用料・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 4 年度予算をベースに予算又は決算の伸び率等を勘案して推計
国・県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国県補助金の対象となる事業の歳出推計額をもとに推計
寄付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税寄付金は、各年度 7 億円（うち純収入 3.4 億円）で推計、ただし、令和 5 年度は、令和 3 年度決算において積立した分 3.7 億円を加味して推計
繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金は、取崩しを行わないものとして推計 ・ 特定目的基金は、令和 4 年度予算をベースに残高見込みを勘案して推計
諸収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度予算をベースに決算の伸び率や対象となる事業の歳出推計額等を勘案して推計
地方債	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政法第 5 条に基づく土木施設、文教施設、公共施設の整備のための地方債を対象とする（建設地方債） ・ 起債額は、施設整備に係る起債対象事業費を算出し令和 4 年度地方債計画等の充当率に基づき推計 ・ 利率は、借入期間に応じた直近の借入利率をもとに推計

【歳出】

区 分	推 計 条 件
人件費	<p>(議会議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の議員定数 14 名が継続するものとして推計 <p>(特別職〔教育長含む〕)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料は、令和 4 年度と同額で推移するとして推計 ・ 手当は、令和 4 年度人事院勧告を加味した支給額で推移するものとして推計 <p>(一般職)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済費は、令和元～3 年度の増加率をもとに、今後も若干の増が継続するものとして推計 <p>(一般職)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数は、欠員分を加味した数を上限とし、退職者と同数の補充とするが、継続的採用の観点から退職者がいない年度の翌年度について、翌々年度以降分の前倒し採用を見込む。なお、規則給は、退職不補充とする。 ・ 給料のうち年 1 回の定期昇給、昇格分は、上位職の定年退職とそれに代わる新規採用職員との差額、役職定年職員の水準引き下げで吸収するものとして推計 ・ 給与改定については、令和 4 年度人事院勧告では 0.23%の引上げが見込まれているが、若年層のみの改定であり実影響は大きくないため、上記と同様に他の引下げ要因で吸収することとし、加味しない。 ・ 手当のうち期末勤勉手当は、令和 4 年度人事院勧告後と同率の 4.4 月で推移、その他手当については、令和 4 年度の平均を職員数に応じて加味して推計 ・ 退職手当負担金(例月)は、県退職手当組合が示す現在の率(一般職 140/1000・特別職 280/1000)で推移するとして推計 ・ 退職手当特別負担金は、令和元～3 年度の定年退職者にかかる平均額(3,300 千円)に当該年度の定年退職者数を乗じて算出 ・ 共済費は、令和 4 年度予算額をもとに、給料、職員手当の増減を加味して推計 <p>(会計年度任用職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬は、令和 4 年度予算計上時と同じ人員・勤務条件で毎年度 1 号給上位の号給へ昇給した場合の改定率をそれぞれ算出し、その平均値をもと推計 ・ 手当は、報酬が昇給した場合の影響等を、共済費は、報酬、職員手当の増減を加味して推計

区 分	推 計 条 件
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援、介護支援、障がい者自立支援給付費などの扶助費は、令和4年度予算をベースに決算の伸び率等を勘案して推計
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・建設地方債のみ対象とし、償還条件等は、施設整備の内容や耐用年数をもとに令和4年度地方債計画に基づき設定 ・利率は、償還条件ごとに令和3年度の借入利率を勘案して推計 (5年償還0.05%,10年償還0.5%,15年償還0.7%,20年償還以上1.0%)
物件費	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度予算をベースに決算の伸び率等を勘案して推計 ・原油価格及び物価高騰の影響は、令和4年4～6月支出額等を基に、令和5年度以降も影響が続くものとして推計
維持補修費	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度予算をベースに決算の伸び率等を勘案して推計
補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は、令和4年度予算をベースに決算の伸び率等を勘案して推計
繰出金等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業は、人口推計や過去の伸び率等を勘案して保険料を推計するとともに、医療費や保険給付費も過去の伸び率を参考に推計し、繰出金を推計 ・公共下水道事業は、国の地方公営企業繰出金に係る基準に基づき、令和2年度に策定した経営戦略をベースに、令和4年度以降、燃料価格の高騰を加味した結果をもとに補助金を推計
積立金	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金積立金は、ふるさと納税（自然災害や感染症の流行などに備えるための基金積立分）、箱根関所観覧料分を積立てるものとして推計
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降に予定しているごみ処理広域化、小学校校舎等整備、道路整備事業など事業ごとに所要額を計算し推計
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・投資及び出資金は、計上が無いもの ・貸付金は、令和4年度予算をベースに新型コロナに関連した貸付が漸減していくものとして推計

9 用語集

○歳入に係る用語解説

項目	解 説
経常的収入	町税や使用料など経常的な収入
事業費特定財源	国県補助金や町債など政策的に実施する事務事業に充てるための収入
町税	町民税、固定資産税、都市計画税、入湯税などの税金のこと
地方譲与税	本来地方税に属すべき税源を形式上一旦国税として徴収し市町村に譲与する税
各種交付金等	都道府県が徴収した税の一定割合を市町村に対して交付されるゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金などのほか、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の計
地方交付税	市町村の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうちの一定額を市町村に対して交付されるもの
分担金及び負担金	町が行う特定の事業により特別の利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するもの
使用料及び手数料	町の施設などを利用される方から徴収する使用料や住民票や戸籍など町の特定の行政サービスを受ける方から徴収する手数料のこと
国・県支出金	一部の建設事業や福祉施策など町が支出する特定の経費に対し、国や県が交付する補助金など
財産収入	町有地の貸付料など町の財産活用についての収入や、町有財産の処分によって得た収入のこと
寄付金	民法上の贈与で、金銭に限られるものです。使い道が特定されない一般寄附金と、使い道を限定した指定寄附金があります
繰入金	基金の取り崩しや会計間で相互に資金運用を行う場合に他会計から資金が移されること
繰越金	決算上剰余金が生じた場合に翌年度の財源として繰り越すお金のこと
諸収入	上記の予算科目のどの科目にも属さない収入が諸収入となり延滞金・雑入などのこと
町民税	町内に住所・事務所・事業所などをもつ個人または法人にかかる税金
固定資産税	土地や家屋などの固定資産を持っている方にかかる税金
入湯税	温泉に入った方にかかる税金
財政調整基金	税収の補てんや災害時の緊急的な対応などに使う基金(貯金)
地方債(町債)	特定の歳出に充てるため地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金(町の借金)

○歳出に係る用語解説

項 目	解 説
経常費	本町の予算編成における区分で物件費、人件費、公債費の計
物件費	本町の予算編成における区分で経常費のうち人件費、公債費を除いた経常的に係る施設の維持管理費や事務事業などの費用
事業費	本町の予算編成における区分で政策的に実施する事務事業や特別会計への繰出金などの費用
人件費	町長、町議会議員、職員などに支払われる報酬・給料などの費用
扶助費	児童手当、医療費の援助などの費用
公債費	町債の元金・利子を返済するための費用
義務的経費	人件費、扶助費、公債費のように義務付けられ任意に削減しにくい費用
物件費	公共施設の光熱水費や賃借料、委託料など町役場が活動するために必要な費用
補助費等	各種団体などへ行政上の目的により交付する経費
繰出金	一般会計から、国民健康保険事業などへ一定のルールに基づき支出する費用
投資的経費	道路や公共施設の用地取得、建設・大規模改修などに要する費用
維持補修費	道路や公共施設などの維持管理に要する経費
貸付金	住民の福祉増進や産業振興などのため法令や条例に基づき現金の貸付を行うための費用
積立金	財源に余裕がある場合に財政調整基金へ積み立てたり、寄付金を特定の目的のある基金に積み立てる費用

箱根町中長期財政見通し

発行月：令和5年2月

発行：箱根町

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

TEL 0460-85-7111 FAX 0460-85-7577

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>

編集：箱根町総務部財務課、企画観光部企画課